

発委第 6 号

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

淡路市議会議長

靱谷 宏 様

提出者 淡路市議会議会運営委員会  
委員長 西村 秀一

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、淡路市議会会議規則（平成 1 7 年淡路市議会規則第 1 号）第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

（提案理由）

昭和 2 3 年に施行された旧優生保護法は、知的障害や精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。このことに対し、国は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたものに一時金の支給等に関する法律を制定し、支給しているが、すべてのものに支給されていない。

国は、旧優生保護法の被害に、真摯に反省し、被害者らに対して心から深く謝罪するとともに、一人でも多くの被害者について、その被害の尊厳の早期回復が図られるよう、全面的解決を図るべきであり、また、裁判を起こした当事者のみならず、対象と推定される方々にも救済の道が開かれるように制度を見直すべきであることを求めるため、国にこの意見書を提出する。

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和 23 年に施行された旧優生保護法は、知的障害や精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成 8 年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正されたが、厚生労働省によると、旧優生保護法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約 25,000 人おり、このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは 16,475 人と報告されている。この問題の対応として、国は、平成 31 年に旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたものに対する一時金の支給等に関する法律（一時金支給法）を制定したが、同法に基づく一時金の申請件数は令和 6 年 5 月 5 日現在、わずか 1,326 人に過ぎない。被害者らは、皆、高齢であり、一日も早い救済が求められる。

最高裁大法廷判決を受けて、国は、旧優生保護法の被害について、真摯に反省し、被害者らに対して心から深く謝罪するとともに、一人でも多くの被害者について、その被害者の尊厳の早期回復が図られるよう、全面的解決を図るべきである。しかしながら、最高裁の判決で示された具体的な賠償額と法律に基づく救済の金額には開きがあり、また、裁判を起こした当事者のみならず、対象と推定される方々にも救済の道が開かれるように制度を見直すべきである。

よって、淡路市議会は国に対し、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 訴訟手続きを経ることなく、迅速・簡易な解決の仕組みを作る。
- 2 補償の対象として被害者の配偶者や旧法に基づき人工妊娠中絶手術を受けた被害者も含める。
- 3 被害者救済に向け、相談や情報提供の場面で手話通訳などによる情報保障を取り入れる等、相談窓口の整備を強化する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 月 日

兵庫県淡路市議会議長 昴谷 宏

提出先

衆議院議長 額賀 福志郎 様

参議院議長 尾辻 秀久 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

内閣官房長官 林 芳正 様

厚生労働大臣 武見 敬三 様